

令和4年度 於茂登岳自営受電線路更新工事に係る環境影響調査業務委託
仕様書

1. 業務名

令和4年度 於茂登岳自営受電線路更新工事に係る環境影響調査業務委託

2. 業務目的

沖縄県石垣市中央に位置する於茂登岳（標高 526 m）には、その頂上付近に県石垣中継局及び於茂登岳気象レーダー観測所が設置されている。この施設への給電は、於茂登岳登山道入り口から頂上まで電線を敷設しているところであるが、設備の老朽化が進んでおり、更新が必要となっている。しかしながら、既設の敷設ルートは、登山道から大きく外れた林内に敷設されており、維持管理において大きな労力が必要となっている。そのため、自営受電線路設備の更新にあたっては、登山道近傍に電線を敷設する新ルートで行うことを予定している。

一方で、於茂登岳は、その大部分はイタジイを主体とする照葉樹林に覆われ、優れた自然環境が残された場所として、西表石垣国立公園や国指定名勝「川平湾、於茂登岳」に指定されている。電線敷設ルートについても、特別地域に指定されており、敷設にあたり自然環境への影響が懸念される場所である。

本業務は、頂上施設へ給電するための自営受電線路更新にあたって、自然環境への影響を可能な限り回避・低減するため、現地調査並びに環境影響の程度を検討し、予測、評価を踏まえ環境保全措置を検討するものである。

3. 履行期間

契約の日の翌日から令和5年3月31日

4. 業務実施区域

沖縄県石垣市（於茂登岳）

5. 業務内容

(1) 既存資料調査

於茂登岳の自然環境及び動植物の生育又は生息状況、土地利用状況、自然環境法令等による指定状況について情報収集及び整理を行う。

(2) 重要種（植物・動物）の分布調査

別紙1 調査位置図に示した調査ルートに従い於茂登岳登山口から頂上まで新設する電線敷設ルート（延長約3 km、幅約2 m）上を踏査し、目視、鳴き声等により生息・生育する動植物の重要種について種、個体数、出現位置を記録する。また、重要種については、代表写真を撮影する。動物の繁殖地等を確認した場合は、種名・個体数等の繁殖状況を記録する。なお、重要種は、国及び県指定天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める国内希少野生動植物種、環境省レッドリスト（2020）、沖縄県版レッドデータブックに選定されている維管束植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、甲殻類、陸産貝類を対象とする。

植物調査の回数は年1回とする。動物調査は、一部の両生類の産卵期にあたる冬季を含む年2回とする。

(3) 専門家へのヒアリング調査

調査結果を元に、必要な環境保全措置について、沖縄県内在住の植物専門家と動物専門家の計2名以上にヒアリングを行う。なお、各専門家の選定に関しては、発注者と協議を行うこと。

(4) 予測・評価・環境保全措置の検討

業務内容(1)、(2)における現況調査結果から、自営受電線路敷設が及ぼす影響の内容や範囲、程度等を予測し、できる限り定量的に行う。

確認された対象の動植物について、電線を敷設することを前提に、必要に応じた環境保全措置の検討、評価を行う。

6. 打合せ協議

業務を円滑に行うため、以下の必要な事項について打合せ協議を行うものとする。

また、本業務では関係機関との打合せ協議に同席するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、感染拡大防止に向けた対策が必要な場合（国・県、市独自の緊急事態宣言等の発表時）は、発注者の了解を得たうえでメール・電話・web等のいずれかを用いて打合せ協議を行う。

ア. 業務開始時

イ. 中間打合せ

ウ. 最終打合せ

エ. 関係機関との打合せ（調査結果報告）※環境省石垣自然保護官事務所を予定

7. その他

(1) 一般事項

- ア. 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。
- イ. 受注者は、本業務の意図及び目的を十分理解し、必要な知識と経験を有する管理技術者を定め、かつ適切な人員を配置しなければならない。
- ウ. 受注者は、各種調査をはじめとする業務の実施に当たって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。
- エ. 業務に際し疑義を生じた場合は、発注者と受注者により協議する。なお、軽微なものについては委託料及び履行期間の変更はしない。
- オ. 受注者は、本業務委託の業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- カ. 受注者は、業務計画書を作成し発注者に提出するものとする。
- キ. 業務場所においては、関係法規等を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、現場の調査員等の出入りの監督、火災、盗難防止、現場の風紀維持、衛生の取り締まり、その他について十分な注意を払わなければならない。

(2) 管理技術者

- ア. 受注者は、委託業務の実施に当たり業務全般の管理を行う管理技術者を選定し、発注者に通知するものとする。
- イ. 管理技術者は、技術士（総合技術管理部門「環境」又は環境部門もしくは、建設部門「建設環境」）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を行っている者。

(3) 一括再委託の禁止

業務の一部については再委託を可能とするが、総合的企画、業務の遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断については、再委託することができない。

8. 提出書類

受注者は、以下の書類を発注者に提出すること。提出書類は原則としてA4版、日本語とし、それぞれ指定した期日までに、指定部数を提出すること。

- (1) 工程表・業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電子ファイル又は紙2部
受注者は、作業に係る工程表・業務計画書を作業開始前までに提出すること。
- (2) 作業責任者及び従事者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電子ファイル又は紙2部
受注者は、作業開始前までに、作業責任者の所属、氏名、連絡先及び作業従事者の氏名を記載した名簿を提出すること。

(3) 打合せ議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電子ファイル又は紙 2 部
受注者は、打合せ協議や仕様書、その他関係書類等に関して打合せを行った場合、打合せ後 7 日以内に提出すること。

(4) 成果品

受注者は、5. 業務内容に示した調査・検討結果について報告書を作成し、以下の様式で監督職員に提出すること。

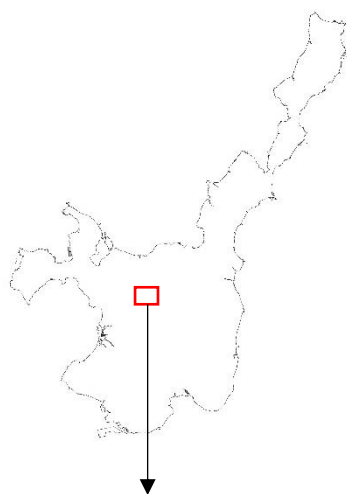
ア. A4 版報告書 (チューブファイル製本 : 6 部)

イ. 電子媒体 (CD-R または DVD-R : 1 式)

9. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとする。受注者は発注者の承諾なく使用、流用、貸与、公表してはならない。

【調査位置図】



調査位置

石垣市於茂登岳

石垣市登野城嵩田 2389-132

石垣市平得大俣 1273-1 内



図-1 調査ルート図